

Coincheck 暗号資産取引説明書

コインチェック株式会社（以下、「当社」といいます。）が取扱う暗号資産取引（以下、「本取引」といいます。）を取引するに当たっては、本説明書の内容を熟読し、十分にご理解ください。

本取引は、取引対象である暗号資産の価格変動により損失が生じるおそれがあります。本取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、本取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書及び本説明書とともに交付される「Coincheck 利用規約」（以下、「本規約」といいます。）の内容を熟読し、本説明書のみでなく、本取引の仕組み、内容及びリスクを十分に把握し、ご理解いただいた上で、ご自身の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断した場合にのみ、ご自身の責任と判断でお取引くださいますようお願いいたします。

目 次

本取引のリスク等重要事項について	2
本取引のルール及び仕組み	
1. 暗号資産とは	3
2. 当社が取扱う暗号資産の概要	3
3. 取引チャネル	3
4. 取引時間	3
5. 取扱暗号資産ペア・暗号資産	3
6. 取引概要	4
7. 注文の種類	9
8. 金銭の入出金及び暗号資産の送受信	9
9. 利用者財産の安全管理	13
10. 手数料（消費税含む。）	14
11. 口座の解約	14
12. 公租公課	14
13. 本取引におけるリスク	14
別紙（板寄せ）	17
暗号資産交換業者である当社の概要	20
苦情受付・苦情処理・紛争解決・金融ADR制度について	20

本説明書は、暗号資産交換業者に関する内閣府令第21条及び第22条の規定に基づき、本取引に係る契約を締結しようとするお客様に対し、あらかじめ交付するために作成されたものです。

本取引のリスク等重要事項について

- I 暗号資産は、本邦通貨又は外国通貨ではありません。
- II 当社の取扱う暗号資産は、インターネット上で取引や発行が行われる「分散型暗号資産」であり、特定の国家及びその他の者によりその価値を保証されていません。
- III 本取引は、取引対象である暗号資産の価格の変動により損失が生ずるおそれがあります。
- IV 暗号資産は、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができます。
- V 本取引は、暗号資産を売買する際の売買価格差があり、相場急変時や流動性の低下時等は、売買価格差が広がることや、注文受付を中断するなどにより、意図した取引ができない可能性があります。
- VI 本取引の取引システム又は当社とお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、処理の遅延や、注文の発注、執行、確認及び取消し等が行えない可能性があります。
- VII 暗号資産は、サイバー攻撃等により、全部又は一部を消失する可能性があります。
- VIII 外部環境の変化（暗号資産に対する法規制の強化を含みます。）、当社の財務状況の悪化、委託先、カバー先等の破綻等によって、当社の事業が継続できなくなる可能性があります。当社が破綻した場合には、お客様の資産を返還することができなくなり、お客様に損失が生じる可能性があります。
- IX お客様からお預かりした金銭及び暗号資産は、当社の金銭及び暗号資産との分別管理義務が課されており、それぞれ次の通り、当社の金銭及び暗号資産とは分別して管理します。詳しくは、「9. 利用者財産の安全管理」をご参照ください。
 - ①金銭
日証金信託銀行株式会社へ金銭信託を行う方法により自己資金とは区分して管理
 - ②暗号資産
インターネット等の外部のネットワークに接続されていないコールドウォレットにて、それぞれお客様ごとの持ち分がデータ上直ちに判別できる状態で管理
- X 本取引では、取引所手数料その他の手数料を頂戴いたします。詳しくは、「10. 手数料」をご参照ください。

※本取引に係るリスクについて、詳しくは、「13. 本取引におけるリスク」をご参照ください。

本取引のルール及び仕組み

1. 暗号資産とは

暗号資産とは、日本円や米ドルなどの法定通貨に対し、特定の国家及びその他の者による価値の保証を持たない通貨であり、暗号を使用した「交換するための媒体」で、オンラインサービス上で経済活動を行うことが可能な貨幣価値を持つ物体のない"仮想"の通貨です。暗号通貨の一種であり、デジタル通貨とも言われます。代表的な暗号資産として、ビットコインなどが挙げられます。

ビットコインは、初めての分散化された暗号通貨と言われています。また、ビットコイン以外の暗号資産をオルトコインと呼び、暗号資産は、ビットコインとオルトコインを指します。

2. 当社が取扱う暗号資産の概要

当社が取扱う暗号資産の概要については、当社ウェブサイトの「[取扱暗号資産の概要説明書](#)」をご参照ください。

3. 取引チャネル

パソコン及びスマートフォンによりインターネットで取引できます。なお、カスタマーサポート経由、メール、電話でのご注文は承ることができません。

※一部スマートフォンからのご利用ができないサービスがあります。

4. 取引時間

365日24時間取引可能です。

定期的なシステムメンテナンス時間はありませんが、臨時メンテナンスを実施することがあります。

※必要に応じて取引時間を臨時に変更する場合があります。

※販売所の大口OTC取引サイトについては、年末年始や欧米のクリスマス期間は取引を休止する場合があります。また、通常取引サイトとは別で、臨時メンテナンスを実施する場合があります。実施時は取引画面にメンテナンス中であることが表示されます。

5. 取扱暗号資産ペア・暗号資産

当社が取扱う暗号資産ペア・暗号資産は、次の通りです。

(1) 販売所（現物取引）

BTC/円・ETH/円・ETH/BTC・ETC/円・ETC/BTC・LSK/円・LSK/BTC・XRP/円・XRP/BTC
・XEM/円・XEM/BTC・LTC/円・LTC/BTC・BCH/円・BCH/BTC・MONA/円・MONA/BTC・
XLM/円・XLM/BTC・QTUM/円・QTUM/BTC・BAT/円・BAT/BTC・IOST/円・IOST/BTC・

ENJ/円・ENJ/BTC・SAND/円・SAND/BTC・DOT/円・DOT/BTC・CHZ/円・CHZ/BTC・
LINK/円・LINK/BTC・MKR/円・MKR/BTC・Polygon(MATIC)/円・Polygon(MATIC)/BTC・
APE/円・APE/BTC・AXS/円・AXS/BTC・IMX/円・IMX/BTC・WBTC/円・WBTC/BTC・
AVAX/円・AVAX/BTC・SHIB/円・SHIB/BTC・FNCT/円・FNCT/BTC・BRIL/円・BRIL/BTC
・BC/円・BC/BTC・DOGE/円・DOGE/BTC・PEPE/円・MASK/円・MASK/BTC・MANA/円・
MANA/BTC・GRT/円・GRT/BTC

(2) 取引所（現物取引）

BTC/円・ETC/円・MONA/円・LSK/円・FNCT/円・DAI/円・WBTC/円・BRIL/円・ETH/円・
XRP/円・XEM/円・IOST/円・ENJ/円・SHIB/円・BC/円・BCH/円・CHZ/円・IMX/円・
AVAX/円・DOGE/円・PEPE/円・MASK/円・MANA/円・GRT/円

(3) ステーキングサービス

ETH

(4) その他

XYM（暗号資産現物の管理及び暗号資産の送信※暗号資産の売買及びお客様によるユーザー口座への暗号資産の受信には対応していません。）

FLR（暗号資産現物の管理及び暗号資産の送信※暗号資産の売買及びお客様によるユーザー口座への暗号資産の受信には対応していません。）

6. 取引概要

(1) 暗号資産販売所

暗号資産販売所は、お客様の売買注文について当社が相手方となって取引を行う店頭取引であり、暗号資産の購入及び売却が可能です。当社は、お客様の注文時に、売買別にそれぞれ異なる取引価格を提示いたします。提示する取引価格は、他の暗号資産取引所等から配信される価格や当社の暗号資産取引所の価格をもとに注文数量等を考慮して当社で生成した独自の価格となります。約定価格は注文時に提示する取引価格となります。当社の注文受付時間中に当社が指定するインターネット取引画面で、希望する暗号資産の数量又は購入金額をご入力の上、注文してください。また、暗号資産の購入及び売却には最小注文数量及び最大注文数量がありますので当社ウェブサイトでご確認ください。

※大口OTC取引サイト

暗号資産販売所には大口OTC取引サイトがあります。通常の暗号資産の購入及び売却が可能な「コイン購入」「コイン売却」の取引サイト（以下、「通常取引サイト」といいます。）とは別の大口取引専用の取引サイトとなります。通常取引サイトと大口OTC取引サイトでは取引価格、最小注文数量、注文受付時間、取引手順等は異なります。大口OTC取引サイトの取扱通貨は一部の暗号資産に限られます。

(2) 暗号資産取引所

暗号資産取引所は、お客様の売買の指値注文から注文板を形成し、「価格優先」「時間優先」の優先順位に従って売買注文のマッチングを行う競争売買取引で、暗号資産の現物取引を取扱います。

なお、以下の場合には、板寄せにより約定価格又は基準価格を決定いたします。板寄せにつきましては、「別紙（板寄せ）」をご確認ください。

- ・「(9)暗号資産取引所： 価格急変防止措置」に規定するサーキットブレーカーによる取引一時停止後に、取引を再開する場合
- ・メンテナンスによる取引一時停止後に取引を再開する場合
- ・新規の暗号資産の取扱いを開始する場合

当社は流動性の供給又は暗号資産ポジションの調整を目的とした注文を発注する場合があります、その注文については、別途開示する場合を除き、一定の基準に基づいた自動発注システム等により、お客様との利益相反を防止しております。自動発注システム以外の方法により発注する場合には、別途その旨及び当該発注方法の概要を開示することにより、お客様との利益相反に対処いたします。

取引上限	無
注文の指示	当社の注文受付時間中に当社が指定するインターネット取引画面から必要事項を指示して注文してください。
買い注文	暗号資産を新たに購入する注文
売り注文	保有する暗号資産を売却する注文
注文の種類	成行、指値、逆指値
	※各注文の詳細は「7. 注文の種類」をご参照ください。
指値・逆指値注文の有効期間	無（GTC） ※約定又取消しまで、注文は有効です。
注文のキャンセル	指値注文・逆指値注文は、約定するまでの間、キャンセル可能です。 逆指値注文をキャンセルした場合、それに付随する成行注文又は指値注文もキャンセルされます。 当社は実勢価格と大幅に乖離する約定を防ぐことを目的として、一定時間ごとに注文可能幅（プライスリミット）を設定します。注文可能幅の設定時において、注文可能幅を超える価格の注文中の指値注文（逆指値をトリガーとする指値注文も含みます。）は自動的にキャンセルされます。成行注文は、キャンセルできません。

注文の訂正	注文の訂正はできませんので、いったんキャンセルをした上で、新たに注文を行ってください。
最小注文数量 最大注文数量	買い注文及び売り注文には最小注文数量及び最大注文数量がありますので当社ウェブサイトでご確認ください。
注文頻度の上限	取引所への新規注文は暗号資産ペアに関わらず秒間5回が上限となります。システム負荷状況によって上限の内容が変更となる場合があります。

(3) ステーキングサービス

ステーキングとは、Proof of Stakeを採用している暗号資産について一定の行為を行い、ブロックチェーンの安定稼働へ貢献することにより、報酬を獲得することを意味し、ステーキングサービスとは、お客様からお預かりしているステーキングサービス対象暗号資産のうち当社が指定する数量につきステーキングのプロセスの対象とし、その結果受領するステーキング報酬の一部を、お客様に付与するサービスを意味します（お客様に付与するステーキング報酬を、以下「付与報酬」といいます。）。

お客様は、ユーザー口座においてステーキングサービス対象暗号資産を保有することにより、ステーキングサービスの対象となりますので、お客様による当該サービスのお申込みは不要です。その他ステーキングサービスに関する条件等の詳細は以下のとおりです。

ステーキングサービス 対象暗号資産	ETH
付与報酬を受領できる お客様（適格要件）	ユーザー口座においてステーキングサービス対象暗号資産を保有するお客様。 ただし、次のお客様を除きます。 ・ 付与報酬の受領を拒否する意思表示を行ったお客様（オプトアウトユーザー） ・ 退会申請中のお客様 ・ 本規約に基づき当社により取引に関する制限が課されているお客様 ・ お客様の取引状況などにより、本規約に照らして報酬付与を行うことが不適当と当社が判断したお客様 注）付与日において適格要件を充足しないお客様は付与報酬を受領で

	きません。
付与報酬の算定方法	下記ウェブサイトをご覧ください。 https://coincheck.com/ja/info/fee
付与報酬の付与方法	お客様のユーザー口座に反映します。
付与報酬の付与日	下記ウェブサイトをご覧ください。 https://coincheck.com/ja/info/fee
報酬の単位	0.00000001ETH単位
当社が受領する手数料	下記ウェブサイトをご覧ください。 https://coincheck.com/ja/info/fee

※当社は、オプトアウトユーザーがユーザー口座において保有するステーキングサービス対象暗号資産についてもステーキングのプロセスの対象とすることがあります。

(4) 取引等の確認及び報告（暗号資産販売所・暗号資産取引所共通）

①取引等の確認

注文の成立や金銭の入出金、暗号資産の送受信等の状況（以下、「取引等」といいます。）は、取引画面で確認することができます。

②取引等の報告

当社は、取引等の内容をご確認いただくため、成立した取引等の内容及び期間の末日における残高を記載した報告書を作成し、毎月1回、お客様に交付します。

(5) 取引の態様

取引の態様については以下の通りです。

- ① 暗号資産販売所：資金決済法第2条第15項第1号に定義する暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換
- ② 暗号資産取引所：資金決済法第2条第15項第2号に定義する暗号資産の売買の媒介
※取引によっては、資金決済法第2条第15項第1号に定義する暗号資産の売買に該当する場合があります
- ③ 資金決済法第2条第15項第3号に定義する①②の行為に関する利用者の金銭の管理
- ④ 資金決済法第2条第15項第4号に定義する利用者の暗号資産の管理

(6) カバー取引

当社は、暗号資産販売所における店頭取引に関して、リスク軽減を目的として、当社が契約する国内外の暗号資産取引所等との間でカバー取引を行っております。

カバー先は以下の通りです。

- ・ Binance

- ・ Cumberland Global Limited
- ・ 株式会社bitFlyer
- ・ 株式会社Zaif
- ・ B2C2 Overseas Ltd.
- ・ Wintermute Trading Ltd.
- ・ オーケーコイン・ジャパン株式会社

また、当社は当社の暗号資産取引所でカバー取引を行うことがあります。

(7) ハードフォーク

当社のハードフォーク及びハードフォークにより新たに作られる暗号資産への対応指針並びにお客さまへの伝達方法については、当社ウェブサイトの“計画されたハードフォーク及び新コインへの当社対応指針”をご確認ください。なお、ハードフォークにより新たに作られる暗号資産を付与する場合又は当該暗号資産に相当する額の金銭を交付する場合には、当該付与又は交付に関して生じた費用を手数料として申し受ける場合があります。

(8) エアドロップ

エアドロップにより取得する暗号資産（以下、「ADコイン」といいます。）をお客様へ付与する場合又はADコインに相当する額の金銭をお客様へ交付する場合には、当該付与又は交付に必要な措置及びこれに関するお客様へのサービス提供の対価として、手数料を申し受ける場合があります。

(9) 暗号資産販売所：注文受付の一時停止

暗号資産販売所において、相場急変時や、他の暗号資産取引所等の状況に変更が生じたことなどにより販売所において提示される価格に急激な変更が生じた場合には、該当する暗号資産の注文受付を一時停止することがあります。注文受付の一時停止後、他の暗号資産取引所等から安定した価格を取得できると当社が判断した場合に注文受付を再開します。

(10) 暗号資産取引所：価格急変防止措置

当社は、価格の急変防止措置として暗号資産取引所においてサーキットブレーカーを採用しています。サーキットブレーカーとは、暗号資産取引所において、当社が定める一定の条件が発生した場合に、取引を一時停止する措置をいいます。

サーキットブレーカーの概要は以下の通りとなります。

発動条件	取引所において、最も低い価格の売り注文の価格が上限値と一致する場合、最も高い価格の買い注文の価格が下限値と一致する場合、又、上限値若しくは下限値の価格で約定が発生した場合
上限値	次の算式に基づき算出される数値をいいます。 $\text{上限値} = \text{「基準価格」} \times (1 + \text{「許容変動率」})$

下限値	次の算式に基づき算出される数値をいう。 下限値 = 「基準価格」 × (1 - 「許容変動率」)
基準価格	次のイロハのうち、取得可能な最新のものをいいます。 イ 毎営業日午前9時の直前の約定価格 ロ 板寄せによって決定された約定価格又は基準価格 ハ 当社の受託販売暗号資産の受託販売時における販売価格
許容変動率	暗号資産の銘柄ごとの過去の価格変動率等を参考に、暗号資産の銘柄ごとに定める1日ごとの価格変動率として、当社が定めるものをいいます。

(11) サーキットブレーカー発動に伴う約定処理及び注文受付の一時停止

当社は、前号に規定するサーキットブレーカーの発動により取引所現物取引におけるBTCの取引が一時停止した場合は、暗号資産販売所における全ての暗号資産ペアの約定処理および注文受付が一時停止いたします。また、取引所現物取引における特定の暗号資産ペアの取引が一時停止した場合は、販売所現物取引における当該暗号資産ペアの約定処理および注文受付が一時停止いたします。

(12) サーキットブレーカー発動後の取引再開

暗号資産取引所の取引が(10)号に規定するサーキットブレーカーの発動により一時停止した後に、暗号資産取引所の取引が再開される場合、板寄せにより取引再開時の約定価格又は基準価格が決定されます。板寄せに関しては、「別紙(板寄せ)」をご確認ください。

(13) 注文の制限

暗号資産取引所において、注文が集中した場合又は取引停止後の取引再開時には、一部の注文を制限する場合があります。

(14) 対当売買の禁止

暗号資産取引所において、対当売買(同一のお客様が行った暗号資産の購入の注文及び売却の注文の合致による約定)は無効となります。また、お客様のご注文について対当売買の判定がなされた場合、当該判定がなされる前に成立した約定部分は有効ですが、当該判定がなされた後は、当該注文のうち、約定未成立の部分については失効します。

(15) 利益相反管理の対象となる取引

当社は新規暗号資産を取扱うにあたり、暗号資産発行元その他利害関係者より直接もしくは間接的に上場報酬として当該暗号資産もしくは法定通貨を受領する可能性があります。

7. 注文の種類(暗号資産取引所)

成行注文	価格を指定しない注文方法です。 成行の買い注文を出すと、そのときに出ている最も低い価格の売り注文が
------	--

	ら順番に注文数量に応じて注文が成立します。同様に成行の売り注文の場合は、最も価格が高い買い注文から順番に注文数量に応じて注文が成立します。
指値注文	「指定した価格以下になったら買う」又は「指定した価格以上になったら売る」という条件付きの注文です。 なお、指値注文の場合には注文の一部のみ約定する場合があります、残りの注文は約定又はキャンセルまで有効です。 「Post Only」機能 取引所APIによる注文の場合には、オプションとして「Post Only」機能の利用が可能です。「Post Only」機能は注文指示後に一部でも約定する反対注文がある場合（Takerとなる場合）には発注されずに自動的にキャンセルされ、注文板に全量並ぶ場合（Makerとなる場合）にのみ発注される機能です。「Post Only」機能を利用して注文するためには、新規注文時にリクエストパラメータとして「time_in_force: "post_only"」を指定してください。 当社は実勢価格と大幅に乖離する約定を防ぐことを目的として、一定時間ごとに注文可能幅（プライスリミット）を設定します。発注時において、注文可能幅を超える価格の指値注文（逆指値をトリガーとする指値注文も含みます。）は発注できません。 また、注文可能幅の設定時において、注文可能幅を超える価格の注文中の指値注文（逆指値をトリガーとする指値注文も含みます。）は自動的にキャンセルされます。
逆指値注文	買い注文の場合は「指定した価格以上」、売り注文の場合は「指定した価格以下」になった時点で、指定の成行注文又は指値注文が発注されるトリガー注文です。

※指値注文は、現行レートと指値注文のレートとの乖離が当社の定める基準より大きくなった場合、システムによりキャンセルされることがあります。

※当社が提供するチャートにおける価格は参考価格であり、実際の注文（取引）の際の価格とは異なります。

8. 金銭の入出金及び暗号資産の送受信

(1) 金銭の入金

お客様が預託する金銭は、日本円で入金できます。また、お客様による金銭の預託の方法は、当社指定銀行口座への振込入金、コンビニ入金及びペイジー決済（クイック入金）が可能です。

入金の際の名義は、ユーザー口座と同一の氏名で行ってください。他人名義や、ご本人名義であっても、名義（カナ）が異なっていたり、会社名等が入っている場合は、他人名義扱いとなり、組戻しの手続きを行っていただくほか、当社の判断により、ユーザー口座をロックするなどの措置を行う場合があります。

当社指定銀行口座に振込まれた金銭については、かかる入金を当社が確認した時点でお客様のユーザー口座に反映されるため、振込入金からユーザー口座への反映までの間に、一定のタイムラグが生じる可能性があることにご注意ください。

(2) 金銭の出金

お客様は、出金可能金額の全部又は一部の払戻しを受けることができます。但し、出金可能金額が出金手数料以下の場合には、お客様は、出金依頼をすることはできません。また、出金依頼金額は、依頼が完了した時点で、ユーザー口座から差引かれます。出金手続き時に出金依頼額が出金可能金額を上回る場合は、出金依頼の全額が取消されます。

出金は、お客様本人名義の預金口座に振込む方法により行うものとします。合理的な理由に基づき当社が別途通知した場合を除き、金銭の払戻しには、依頼日から原則として2銀行営業日を要します。

当社は、出金手続きを複数の金融機関から行う場合があります。その場合、お客様の出金依頼順序とお客様の預金口座への着金順序が前後する可能性があります。また、当社の判断により出金の一部を制限する場合があります。

(3) 暗号資産のユーザー口座への預け入れ又はユーザー口座での受信

お客様がユーザー口座へ暗号資産を預け入れる場合又はユーザー口座で暗号資産を受信する場合、お客様又は送信者は、当社の指定する暗号資産アドレスに暗号資産を送信するものとします。当社指定暗号資産アドレスに送信された暗号資産については、お客様に、本規約第11条第10項に定める必要情報をご入力いただきます。当社が当社の営業時間内において、ご入力いただいた必要情報を確認した後に、当該預け入れ又は受信に係る暗号資産の残高がお客様のユーザー口座に反映されます。そのため、暗号資産のユーザー口座への反映までの間に、一定のタイムラグが生じますのでご注意ください。また、当社の判断によりユーザー口座での暗号資産の預け入れ又は受信を停止する場合があります。

一部の暗号資産には最低デポジット額が設定されています。預け入れ又は受信にかかる暗号資産の額の合計が最低デポジット額未満の場合には、当該最低デポジット額を超えるまでユーザー口座には反映されませんのでご注意ください。最低デポジット額は該当する暗号資産のネットワーク手数料の状況及びその他事情により変動する場合があります。なお、最低デポジット額は

「コイン受取」画面に表示しております。

当社の指定する暗号資産アドレスは、各暗号資産固有のアドレスです。また、暗号資産によっては、メッセージを指定する必要があります。お客様がユーザー口座に暗号資産の預け入れを行う際に、当社が取扱っていない暗号資産を送信した場合、送信先又はメッセージを誤って送信した場合（入れ忘れた場合を含みます。）等は、当該暗号資産が失われる可能性があります（お客様がユーザー口座にて暗号資産を受信する場合において、送信者が当社が取扱っていない暗号資産を送信した場合、送信先又はメッセージを誤って送信した場合（入れ忘れた場合を含みます。）等も同様です。）。

当社管理アドレス外への送信（当社が以前使用し、現在は使用していないものを含みます。）や当社が取扱っていない暗号資産を送信された場合（当社が指定する暗号資産とは異なる種類の暗号資産を送信した場合も含みます。）、又はメッセージ若しくは宛先タグを誤って送信された場合、当該暗号資産を返還することはできません。なお、当社の判断で、当該暗号資産を返還する場合には、当該返還に関して生じた費用を手数料として申し受ける場合があります。

当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、「犯収法」といいます。）、外国為替及び外国貿易法、その他関係法令等（監督官庁公表のガイドライン等、海外の経済制裁関連法令等を含み、以下「犯収法等」といいます。）及び本規約第11条第11項に従い、お客さまの申請内容や送信元の属性等について不適当と認めた場合（お客様から入力が行われない場合を含みます。）は、暗号資産のユーザー口座への反映を一時停止し、又は暗号資産のユーザー口座への反映を行わないことができます。

(4) 暗号資産のユーザー口座からの送信

お客様は、ユーザー口座に預け入れられている暗号資産の全部又は一部を送信するよう依頼することができるものとします。但し、暗号資産の送信依頼額が口座残高を上回る場合には、送信依頼はキャンセルされます。また、当社が指定する最低送信可能額を下回る場合には送信できません。最低送信可能額は、当社ウェブサイトでご確認ください。なお、当社の判断により暗号資産の送信の停止又は送信額の上限を設定する場合があります。

お客様がユーザー口座から暗号資産を送信される場合、取引画面内より送信依頼を行っていただきます。送信依頼時には、ユーザー情報及び暗号資産の送信先の情報等を入力していただき、本規約に定める、受取人情報の提供及び送信依頼人情報の通知に関して同意していただきます。同意しないこともできますが、その際は暗号資産の送信をお断りさせていただきます。

お客様が、送信先アドレスを誤り、当社管理アドレス外へ送信した場合、当該暗号資産を返還することはできません。

暗号資産のブロックの生成状況その他の状況により、暗号資産の送信が遅滞する場合があります。また、当社が別途表示した場合その他合理的な理由がある場合には、送信依頼から送信完了まで時間を要することがあります。

当社は、犯収法等及び本規約第11条第11項に従い、お客さまの申請内容や送信先の属性等について不適当と認めた場合は、暗号資産の送信を一時停止し、又は暗号資産の送信を行わないことができます。また、本規約第11条第9項に該当する場合には、暗号資産の送信ができませんのでご注意ください。

(5) 資金移動の制限

コンビニ入金及びペイジー決済（クイック入金）の購入については、資産の移動が7日間制限されます。

①コンビニ入金：入金額相当額

②ペイジー決済（クイック入金）：入金額相当額

9. 利用者財産の安全管理

(1) 分別管理

お客様からお預かりした金銭及び暗号資産の分別管理の方法は、次の通りです。

① 金銭

帳簿上のお客様の金銭残高と利用者区分管理信託に係る信託財産の元本の残高を毎営業日照合します。照合した結果、信託財産の元本の残高が帳簿上のお客様の金銭残高を下回っていることを確認した場合、不足額が生じた日の翌日から起算して2営業日以内に、その不足額に相当する金銭が追加信託されていることを確認します。

② 暗号資産

帳簿上のお客様の暗号資産残高とお客様用ウォレットの暗号資産残高を暗号資産ごとに、毎営業日照合します。照合した結果、お客様用ウォレットの暗号資産残高が帳簿上のお客様の暗号資産残高を下回っていることを確認した場合、当該不足額をその翌日から起算して5営業日以内に解消します。

なお、帳簿上のお客様の暗号資産残高は、各お客様の持分が直ちに判別できるように管理します。

(2) その他の安全管理方法

当社では、お客様からお預かりしている暗号資産については、取り扱っている全ての暗号資産ごとにコールドウォレットを構築した上で、当該ウォレットにて管理しております。

また、暗号資産の送付に必要な秘密鍵については、社内規則により運用方法を定め、適切なセキュリティ環境及び牽制態勢を構築することで厳重に管理しております。

(3) 安全管理にかかる業務に要する設備及び人員並びに業務の運営方法

当社では、(1)及び(2)の業務のために必要な設備を設けるとともに、運用のための十分な人員を配置しております。当該業務の運営方法については、社内規則を制定しております。

(4) 資産喪失時の対処方針

お客様から預託を受けた暗号資産が、暗号資産を移転するために必要な秘密鍵その他の情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由により喪失した場合であって、諸般の事情を考慮し、当社が当該暗号資産と同種の暗号資産による送信が困難であると判断したときには、当社は、お客様に対し、当該暗号資産による送信に代えて、当社の定める価格で算出した当該暗号資産に相当する額の他の暗号資産を送信し、又は金銭により払戻しを行います。払戻し等は、当社がその方法を決定後、速やかに実施いたします。

詳しくは「債務の履行に関する方針」をご確認ください。

10. 手数料（消費税含む。）

手数料については、下記の当社ウェブサイトをご参照ください。

<https://coincheck.com/ja/info/fee>

なお、エアドロップに係る手数料については、本規約第8条第7項、ハードフォークに係る手数料については、「計画されたハードフォーク及び新コインへの当社対応指針」をご参照ください。

11. 口座の解約

口座の解約は、取引画面内の「設定」から退会申請を行ってください。

なお、解約時（本規約に基づく解約を含む）の口座残高が出金手数料以下の場合、当該残高を「退会手数料」として申受けます。

12. 公租公課

本取引に係る利益は、雑所得として総合課税の対象となります。

※詳細につきましては、税務署又は税理士等にご確認ください。

インボイス制度（適格請求書等保存方式）に関するインボイス（適格請求書）の取得等につきましては以下をご確認ください。

事業者の登録については[こちら](#)

「インボイス」の取得方法については[こちら](#)

13. 本取引におけるリスク

本取引には様々なリスクが存在します。下記の内容をお読みになり、暗号資産取引の特徴、仕組み及びリスクについて十分に理解し、これらに異議なく承諾した上で、お客様のご判断と責任において取引を行ってください。

(1) 価値変動リスク

暗号資産は法定通貨ではなく、法定通貨に基礎づけられたものでもありません。暗号資産の価値は日々刻々と変動しています。暗号資産の価値は、物価、通貨、証券市場等の他の市場の動

向、天災地変、戦争、政変、同盟罷業、規制強化、他の類似の暗号資産の普及、取扱う暗号資産交換所の減少、その他の将来予期せぬ事象や特殊な事象等による影響を受ける可能性があります。そのため、お客様が保有する暗号資産の価値やお客様の暗号資産取引の価値が急激に変動、下落する可能性があります。また、暗号資産の価値がゼロとなる可能性があることも重ねてご認識ください。

(2) 営業時間リスク

当社の営業時間外（メンテナンス時間中を含みます。）で暗号資産価格が大きく変動する場合があります。営業時間外で暗号資産の取引ができない場合でも当社は一切の責任を負いません。

(3) 流動性リスク

市場動向や取引量等の状況（取扱う暗号資産交換所の減少等）により、取引が不可能若しくは困難となる、又は著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。

(4) 暗号資産ネットワークによるリスク

暗号資産の取引では、十分な取引確認（ブロックチェーンでの取引の認証）が完了するまで、取引が成立せず、一定時間保留状態が続きます。Coincheck内での暗号資産の移転については、この認証は必要ありませんが、CoincheckとCoincheck以外のサービスとの暗号資産の移転は、この認証が必要となります。そのため、CoincheckとCoincheck以外のサービスとの暗号資産の移転は、暗号資産ネットワークにおいて十分な取引確認ができるまで、お客様の取引がユーザー口座残高へ反映されない可能性や、ユーザー口座から外部に送信した暗号資産の移転が完了しない可能性、また、お客様の送受信がキャンセルされる可能性があります。

なお、暗号資産は電子的に記録され、その移転はネットワーク上で行われるため、消失のおそれがあります。

「8. (3)(4)」に記載の通り、暗号資産の送受信を正しい手順で行わなかった場合、当該暗号資産が失われる可能性があり、さらに、当該暗号資産を一切救済することができない場合があります。

(5) 暗号資産の分岐リスク

暗号資産がハードフォーク等により分岐し、相互に互換性がなくなることで、大幅な価値の下落や取引が遡って無効になる可能性があります。

また、分岐日時前後の当社が定める期間、暗号資産の入出金や売買ができなくなる可能性があることや、分岐した暗号資産の取扱いの有無や取扱い方法については、当社が決定しますので、その決定が、お客様に不利となる場合があります。

(6) 料金等の変更によるリスク

当社は、将来、本取引に係るルール等を変更する可能性があります。とりわけ、料金（手数料率を含みます。）等を、状況により変更する場合があります。

(7) システムリスク

お客様が行う取引は、電子取引システムを利用する取引です。お客様が注文の入力を誤った場合、意図した注文が約定しない、又は意図しない注文が約定する可能性があります。

当社又はお客様ご自身の通信・システム機器の故障、通信障害、災害など様々な原因で一時的又は一定期間にわたって電子取引システムを利用できない状況が起こる可能性、あるいはお客様の注文指示の当社システムへの遅延・未着により注文が無効となる可能性があります。また、電子取引システム障害時にはお客様の取引執行を中止することがあります。

市場が急激に変動した場合などには、価格情報が遅れ気味となり電子取引システム上の価格情報と市場の実勢価格との間で乖離が発生する可能性があります。

電子取引システムでは、電子認証に用いられるログインID・パスワードなどの情報が、窃盗・盗聴などにより漏洩した場合、その情報を第三者が悪用することによってお客様に損失が発生する可能性があります。

外部環境の変化等によってシステム障害が発生し、お客様の取引に支障が生じるリスクがあります。システム障害とは、当社のサービスを提供するためのシステムに明らかな不具合（回線の障害やお客様のパソコン等の不具合は含まれません。）が発生していると当社が判断した場合をいうものとします。

システムの緊急メンテナンス・システム障害などによる機会損失（例：お客様の注文の受付ができず、お客様が注文する機会を逸したことにより、本来であれば得られたであろう利益を逸した等。）につきましては、お客様が発注しようとしたご注文の内容（原注文）を当社において特定ができないため、過誤訂正処理を行うことができませんのであらかじめご了承ください。システムが算出している暗号資産購入・売却価格が異常値となる可能性があります。異常値での取引成立があったと当社が判断した場合、当社の判断で当該取引を取り消させていただくことがございますのであらかじめご了承下さい。

(8) 破綻リスク

外部環境の変化（暗号資産に対する法規制の強化を含みます。）、当社の財務状況の悪化、当社にシステムその他の必要なサービスを提供する委託先等の破綻等によって、当社の事業が継続できなくなる可能性があります。

当社が事業を継続できなくなった場合は、お客様の資産についての対応を含め、破産法、民事再生法、会社更生法、会社法等の適用ある法令に基づき手続きが行われます。

当社は、お客様から金銭や暗号資産の預託を受けることがありますが、お客様からお預かりした資産については、自己の資産とは分別して管理しております。しかし、当社が破綻した際には、お客様の資産を返還することができなくなり、お客様に損失が生じる可能性があります。暗号資産の発行者や管理者等の破綻等によって、暗号資産が消失する又は価値が減少する可能性があります。

(9)法令・税制変更リスク

将来的に、法令、税制又は政策の変更等により、暗号資産取引が禁止、制限又は課税の強化等がなされ、暗号資産の保有や取引が制限され、又は現状より不利な取扱いとなる可能性があります。この場合、お客様に予期しない損失が生じる可能性があります。

なお、詳しくは、お客様ご自身で税務署又は税理士・弁護士等の専門家にお問い合わせください。

(10)秘密鍵を喪失した場合のリスク

秘密鍵を喪失した場合には、お客様が保有している暗号資産を他者に移転することができず、その価値が失われるおそれがあります。また、秘密鍵を他者に知られた場合には、お客様の意思にかかわらず、お客様が保有している暗号資産が他者に移転されるおそれがあります。

(11)他者による攻撃等リスク

暗号資産は、サイバー攻撃等により、全部又は一部を消失する可能性があります。

当社では、取り扱っている全ての暗号資産について、コールドウォレットを構築した上で、当該ウォレットで管理しておりますが、万一当社拠点が第三者により不正侵入等を受けた場合等には、当社が管理している暗号資産の全部又は一部を消失する可能性があります。また、サイバー攻撃等によりサービスの一部又は全部を停止する可能性があります。

(12)ETHのステーキングにおけるリスク

ETHのステーキングにおいては、ETHをプロトコルが要求するプロセスの対象とします（かかるETHを「ステーキング中のETH」といいます。）。ステーキング中のETHにつき、バリデーター（ブロックチェーン上の取引を検証・承認する者をいいます。）の業務遂行状況等に起因して、一定のスラッシング、ペナルティが発生する場合があります。そのため、お客様がユーザー口座において保有するETHのうち、当社がステーキングのプロセスの対象としたものについては、毀損が生じる可能性があります。ただし、当該毀損が発生した場合、当社は、お客様がユーザー口座において保有するETHの数量が減少することがないように、その毀損分について補填を行います。

(13)当社の管理しえない事情により損害が生じるリスク

災害、公衆回線の通信障害、暗号資産の価値移転記録の仕組みにおける記録処理の遅延その他当社の管理しえない事情により、お客様に損失が生じる可能性があります。当社はその責任を負いません。

以上は、本取引に伴う典型的なリスクを簡潔に説明するものであり、取引に生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。

別紙（板寄せ）

1. サーキットブレーカーが発動された場合

- (1) サーキットブレーカーが発動され、暗号資産取引所の取引が一時停止された後、買い注文と売り注文の受付を再開します。
- (2) 注文受付再開から2分後に、本別紙第4項に記載の方法により、取引再開時の約定価格又は基準価格を決定します。

2. メンテナンスによる取引一時停止

- (1) メンテナンスが終了した後、買い注文と売り注文の受付を再開します。
- (2) 注文受付再開から2分後に、本別紙第4項に記載の方法により、取引再開時の約定価格又は基準価格を決定します。

3. 新規の暗号資産の取扱いを開始する場合

- (1) 取扱い開始時から買い注文と売り注文の受付を行います。
- (2) 取扱い開始時から2分後に、本別紙第4項に記載の方法により、当該暗号資産の取扱い開始時の約定価格又は基準価格を決定します。

4. 約定価格又は基準価格の決定方法（なお、本項の処理を行っている時間帯は、追加の注文の受付及び既存注文のキャンセル受付は行いません。）

- (1) 未約定の売り注文と買い注文を確認し、未約定の売り注文の最も高い価格に1ティックを加えたものを上限とし、未約定の買い注文の最も安い価格から1ティックを引いたものを下限とします。

上限と下限の間にティックを考慮して存在しうる全ての価格（かかる各価格を「呼び値」といいます。）を、板寄せによって約定しうる価格の範囲（以下、「板寄せ価格範囲」といいます。）とします。

ここで「ティック」とは価格変動の最小単位をいいます。

板寄せ価格範囲内の各呼び値につき、「売り注文の累計数量」と「買い注文の累計数量」のうち、少ない方を当該呼び値の「執行数量」とします。

板寄せ価格範囲の各呼び値において、「執行数量」を算出し、そのうち最大の「執行数量」が得られる呼び値を「約定価格」とします。

各呼び値についての「売り注文の累計数量」は、売り注文を価格が安い順に累積して算出し、「買い注文の累計数量」は買い注文の価格が高い順に累積して算出します。

(2) 最大の執行数量となる呼び値が複数存在する場合

最大の執行数量となる呼び値が複数存在する場合、当該各呼び値につき、売り注文の累計数量と買い注文の累計数量を算出します。

各呼び値につき算出された売り注文の累計数量と買い注文の累計数量の差を絶対値で求めます（この差を以下、「不均衡数量」といいます。）。

そのうち最小の不均衡数量となる呼び値を「約定価格」とします。

(3) 最大の執行数量となる呼び値が複数存在し、かつ、当該呼び値の不均衡数量がいずれも最小となる場合（不均衡数量の計算は、注文が存在する呼び値及び当該呼び値の上下1ティックの呼び値についてのみ行うものとする。）

(a) 当該呼び値のうち最も高い呼び値がサーキットブレーカーが発動した際の基準価格（以下「発動時基準価格」といいます。）よりも低い場合、当該呼び値を約定価格とします。

(b) 当該呼び値の最大値と当該呼び値の最小値の間に発動時基準価格が含まれる場合、発動時基準価格を約定価格とします。

(c) 当該呼び値のうち最も低い呼び値が発動時基準価格よりも高い場合、当該呼び値を約定価格とします。

(4) 買い注文がゼロ又は売り注文がゼロの場合、約定価格は決定されないものとします。

取引再開時の基準価格は、取引停止前の最後の約定価格とします。

取引停止前の最後の約定価格が存在しない場合、(i)最も低い価格の売り注文の価格が上限値と一致することによりサーキットブレーカーが発動した場合、上限値を取引再開時の基準価格とし、(ii)最も高い価格の買い注文の価格が下限値と一致することによりサーキットブレーカーが発動した場合、下限値を取引再開時の基準価格とします。

但し、(i)当社が受託販売を行う暗号資産（以下、「受託販売暗号資産」という。）については、受託販売時における販売価格を基準価格とします。

また、(ii)受託販売暗号資産以外の新規取扱暗号資産については、当社が、当該新規取扱暗号資産の市場価格等を参考に合理的に定める価格を基準価格とします。

暗号資産交換業者である当社の概要

1. 当社の概要

- ① 商号：コインチェック株式会社
- ② 住所：東京都渋谷区桜丘町1番4号
- ③ 設立年月日：2012年8月28日
- ④ 資本金：385百万円
- ⑤ 代表者氏名：代表取締役 蓮尾 聡
- ⑥ 業務の種類：暗号資産交換業（登録番号：関東財務局長 第00014号）
- ⑦ 加入協会：一般社団法人日本暗号資産等取引業協会・一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会・一般社団法人日本ブロックチェーン協会
- ⑧ 開示事項：財務諸表及び暗号資産交換業に関する開示事項を以下のサイトにて開示しております。

<https://corporate.coincheck.com/disclosure>

苦情受付・苦情処理・紛争解決・金融ADR制度について

1. 苦情受付窓口

当社は、お客様からの苦情を次の窓口で受付けております。

開発・人事本部 カスタマーエクスペリエンス部

東京都渋谷区桜丘町1番4号お問い合わせフォーム：

https://coincheck.com/ja/info/help_contact

TEL：03-4405-3842

受付時間： お問い合わせフォームにつきましては、24時間365日受付を行いますが、お問い合わせ内容に対する回答は順次対応させていただきます。

お電話につきましては、月曜日から金曜日 9:00から18:00（国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月31日から1月3日まで）を除く）の対応となります。

※口座開設や入出金、取引に関するお問合せは、お問い合わせフォームよりお問合せください。

2. 当社の暗号資産交換業に係る業務（以下「本業務」といいます。）に関する苦情又はご相談に対しては、当社所定の規程に基づき、以下のとおり、誠実に対処いたします。

- （1）苦情等の申し出は、お客様ご本人のほか、お客様の相続人又はその代理人も行うことができます

す。

- (2) お客様は、当社の苦情受付窓口において、当社の本業務に関する苦情等を申し立てることができます。お客様からの苦情等が当社の本業務に関するものかどうか明らかでない場合にも、誠実に対応いたします。
- (3) 当社開発・人事本部 カスタマーエクスペリエンス部は、お客様からの苦情等の内容に応じ、社長執行役員にも当該苦情等を報告し、適切に対処いたします。
- (4) 当社社長執行役員は、必要に応じて、法務・コンプライアンス本部 法務・コンプライアンス部に調査及び分析を指示し、再発防止策を講じます。
- (5) 当社、法務・コンプライアンス本部 法務・コンプライアンス部は、定期的に、お客様からの苦情等への対応状況を検証いたします。
- (6) 当社開発・人事本部 カスタマーエクスペリエンス部は、必要に応じて、お客様に対し、紛争解決支援機関のご紹介もいたします。

3. 当社の暗号資産交換業に関する紛争の解決については、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会がそれぞれ設置し運営する仲裁（紛争解決）センターでのあっせん手続（金融ADR）が利用できます。

＜あっせん・仲裁申立先＞

東京都千代田区霞が関1丁目1番3号

東京弁護士会 紛争解決センター

TEL : 03-3581-0031

第一東京弁護士会 仲裁センター

TEL : 03-3595-8588

第二東京弁護士会 仲裁センター

TEL : 03-3581-2249

4. 暗号資産交換業に係る認定資金決済事業者協会である一般社団法人日本暗号資産等取引業協会でも苦情を受付けております。

一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

苦情受付フォーム : <https://jvcea.or.jp/contact/form-contact/>

TEL : 03-3222-1061

対応時間 : 月～金曜日 9:30～17:00【祝日（振替休日を含む）および年末年始（12月29日～1月3日）を除く】

以上

2025年5月13日